

一九八二年一月二日〇日の海洋法に関する国際連合条約  
 第一一部を実施する一九九四年の協定についての概観(二)

—とくにエンタープライズを中心に—

川上 壯一郎

- 一 はしがき
- 二 一九八二年の国連海洋法条約第一一部成立の背景
  - 一 価値の対立
  - 二 先進国対発展途上国との対立の構図
- 三 実施協定の内容
  - 一 実施協定成立の背景(以上第九卷第一号)
  - 二 第一一部に対する主な修正点(以上本号)
- 四 市場原理の導入と人類共同遺産の観念(以下次号)
  - 一 市場原理粗描
  - 二 エンタープライズに対する影響
  - 三 市場原理と人類共同遺産
- 五 結論

## 二 第一一部に対する主な修正点

国連海洋法条約の第一一部が目ざしていた価値は、ゲマインシャフト的な共同体観念である。これを推進したのは、貧しい発展途上国であったことはいうまでもない。もつとも当初発展途上国に対立がなかったとはいえない。たとえば発展途上国間でも沿岸国と内陸国および地理的不利国との対立はみられた。

しかしこのような対立は、昇華され、連帯を生じ、条約第一一部の規定を生んだのである。

これに対して実施協定は、ゲゼルシャフト的発想を基軸に構成されている。それでは、この実施協定は、第一一部の規定をどのように修正したかを次にみてみたい。

## (一) 自由市場原理の導入

修正点の第一としてまずあげなければならないのは、自由主義的市場経済原理を導入したことである。実施協定前文の五項は、条約第一一部の規定の実施に影響を及ぼす政治的および経済的变化（市場指向型の取組方法を含む。）に留意し、とある。また協定附属書の第六節（生産政策）一項(a)も深海底の資源の開発は、健全な商業原則に従って行なわれると規定している。そして更に同項(b)をみると、関税および貿易に関する一般協定およびその関連協定ならびにこれらを継承しまたはこれらに代る協定の規定は、深海底における活動について適用するとある。これら諸協定のよってたつ思想は、市場競争原理に基づく商業原理である。

協定はまったく相異なる原理でもつて条約第一一部を修正しようというわけである。従って条約第一一部がもっていた意味は、ここで消滅することになるのか。

(二) エンタープライズ

修正点の第二である。第二の点としてあげなければならないものはエンタープライズに関する規定である。条約第一部では、開発にあたって機構の中心機関としてエンタープライズを位置づけていたが、協定は、エンタープライズが、機構の事務局から独立して運営を開始するまでの間、機構の事務局がその任務を遂行する(協定附属書第二節二項)。エンタープライズは、その初期の深海底における採鉱操業を合弁事業により行う(同節二項)。

条約第一部の規定では、締約国が、エンタープライズに対して長期の無利子借款および債務保証を行なう義務を負っていたが(条約附属書IV第一条三項)、協定では、エンタープライズに対する資金協力義務をなくしている(協定附属書第二節三項)。

条約第一部は、契約者に対してエンタープライズへの技術移転を義務づけていた(条約第一四四条)。しかし協定では、エンタープライズは、合弁事業を通じて技術を取得することになっている。この点について協定附属書第五節は、大要次のように規定する。

エンタープライズおよび深海鉱業の技術の入手を希望する発展途上国は、公開市場において公正かつ妥当な商業的条件で、または合弁事業の取決めを通じて技術を手りする。エンタープライズまたは発展途上国が、深海底鉱業の技術を手りすることができない場合には、機構は、エンタープライズもしくはその合弁事業または、深海底鉱業の技術の入手をもとめる一もしくは二以上の発展途上国が、知的所有権の有効な保護と両立する公正かつ妥当な商業的条件で、技術を容易に入手することができるよう、全部または一部の契約者および一または二以上の保証国に対し協力を要請することができる。締約国は、この目的のために機構と十分かつ効果的に協力するとともに、自国

が保証する契約者が、機構と十分に協力するよう確保する。

商業主義を下敷にした修正であるといえる。

(三) 機構の意思決定。

修正点の第三は、機構の意思決定である。

(イ) 理事会

まず理事会の意思決定方式についてみる。条約は、理事会の構成を、総会が選出する三六カ国から成るとしている(第一六一条一項)。

そして三六カ国から成る理事会の二分の一は、次の如く四つの利益グループから選出される。

(a) 四理事国 この深海底から得られる種類の鉱物から、生産される商品について世界の全消費量の二パーセント以上を消費し、または世界の全輸入量の二パーセント以上を純輸入している国。東欧地域から一カ国および最大消費国から一カ国とする。

(b) 四理事国 深海底における活動の準備または実施に最大の投資を行なっている八カ国から選ぶ。少なくとも東欧地域の一カ国を含む。

(c) 四理事国 深海底からえられる種数の鉱物の主な純輸出国である国。少なくともその鉱物の輸出が自国の経済に重要な意味をもついる発展途上国二カ国を含む。

(d) 六理事国 発展途上国から特別の利益を代表する国。代表さるべき特別の利益には、人口の多い国、内陸国または地理的不利国、この区域から採取される種類の鉱物の主な輸入国。かかる鉱物の潜在的産出国

および後発展途上国の利益がふくまれる。

(e) 残り半分の一八カ国は、理事会全体の議席の衡平な地理的配分を確保する原則に従って選挙される。表決手続についてであるが、各理事国は、一の票を有する(同条七項)。

手続問題についての決定は、出席しかつ投票する理事国の過半数による議決で行なう(同条八項(a))。

実質問題については、条約第一六二条二項、(f)から(i)まで、同条2(n)、(p)および(v)ならびに第一九一条に規定する事項については三分の二以上の多数(理事国の過半数を含む)による議決で行なう(同項(b))。また条約第一六二条一項および二項(a)から(e)まで、二項<sup>(3)</sup>、二項qから(t)まで、二項(u)(契約者または保証国による不履行の場合)<sup>(6)</sup>、二項(w)(ただし、この規定による命令は、この条約(d)の規定に従って行なわれる決定により確認されない場合には、三〇日を超えない限り拘束力を有することができる)<sup>(7)</sup>。および二項(x)から(z)まで、第一六三条二項、第一七四条三項ならびに附屬書IV第一条に規定する事項については、四分の三の多数(理事国の過半数を含む)による議決で行う。また条約は、次の規定に基づいて生ずる実質問題については、コンセンサス方式によつて行うとした。すなわち第一六二条二項(m)および(o)<sup>(12)</sup>ならびに第一一部の改正の採択。

問題は、実質問題についての表決である。

まず三分の二の多数を要する議決について、その議決を阻止するためには、どうしても一三カ国の数が必要となる。利益グループが自己に不利な決定を回避するためには、他の利益グループからの支持が必要になるわけで、その支持がない場合、議決を阻止することはまったく不可能になつてくる。

また四分の三を要する議決事項についても、決定を阻止するには一〇カ国の数を必要とする。利益グループが一

○の理事国を確保することは實際上不可能であつて、少数者にとって不利に作用する。<sup>(13)</sup>

そこで協定は、この点をカバーするために次のように定めた。まず理事会の構成であるが、この点については、前に述べた条約第一六一条一項の規定と大差はない。しかし若干かわつてゐる。

利益グループ(a)の後の部分が、次のような文言にかわつてゐる。

この場合において、この四の理事国には、国内総生産において最大の経済を有する東欧地域から一の国および条約が効力を生ずる日における国内総生産において最大の経済を有する一の国がこの(a)の集団を代表することを希望する場合には、これらの国を含む。

利益グループ(b)については、第一六一条一項(b)の末尾に「少なくとも東ヨーロッパ(社会主義)地域からの一の国を含む」とあつたのが協定 第三節一五項(b)からおちている。

利益グループ(c)は、条約の規定と同じである。

利益グループ(d)については、条約にはなかつた『島嶼国』が『内陸国および地理的不利国』のすぐ後につけ加えられた外は、大した変更はない。

衡平な地理的配分について規定する(e)の地理的地域に関して若干の変更があつた。

すなわち条約第一六一条では、東欧(社会主義)とあつたが、協定第三節では(社会主義)という文言がとれてゐる。また条約第一六一条では、「ラテン・アメリカおよび西欧その他とする」とあつたが、これが協定第三節では、「ラテン・アメリカおよびカリブならびに西欧その他とする」にかわつてゐる。<sup>(14)</sup>

右の変更点をみると、何の変つてもないように見えるが、これは次に述べることと関連させると重要な意味をも

ってくる。

協定第三節二項によると、原則として、機構の各機関の意思決定は、コンセンサス方式によって行うとある。

また協定第三節五項をみると、コンセンサス方式による決定を行うためのあらゆる努力が尽くされた場合には、理事会における手続問題についての投票による決定は、出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で行ない、実質問題についての決定は、理事会におけるコンセンサス方式による決定が条約に規定する場合を除くほか、出席しかつ投票する構成国の三分の二以上の多数による議決で行なう。

ただし、決定は、九項に定めるいずれの一の部類 (chamber) においても過半数による反対がないことを条件に行われる、とある。

さて九項に定めるいずれの一の部類とは何か。九項の規定についてみてみることにする。九項(a)は次のようになっている。

一五項の(a)から(c)までの規定に基づき選出される国の各集団 (each group of States) は、理事会における投票のために分類される部類として扱われる。一五項の(d)および(e)の規定に基づき選出される発展途上国は、理事会のための単一の部類として扱われる。

従ってこれらの部類のうち一部類でも過半数による反対があった場合は、理事会は決定を行なうことはできなくなる。つまり理事会の過半数が賛成しても、議案は採択されないことになる。たとえば、(a)の部類に属するアメリカが、他の二カ国と共に反対すれば理事会は議案を採択できなくなるという寸法である。

条約第一一部の多数派有利、すなわち発展途上国有利が、協定では少数派、すなわち先進国優位に逆転してい

る。これは、多額の深海底投資を行っている国の利益保護を目的としたからである。

(ロ) 総会

条約では、総会の意思決定手続について、手続問題に関しては、出席しかつ投票する構成国の過半数によるとしていた（第一五九条七項）。

また実質問題に関しては、出席しかつ投票する構成国の三分の二以上の多数（総会の当該会期に参加する構成国の過半数を含む。）の議決により行われるとしていた（同条八項）。

協定では、これらに加えてコンセンサス方式をとり入れている。すなわち、協定附属書第三節三項によると、コンセンサス方式による決定を行うためのあらゆる努力が尽くされた場合には、条約第一五九条八項の規定に従い、総会における投票による手続問題についての決定は、出席しかつ投票する構成国の過半数による議決で行い、実質問題についての決定は、出席しかつ投票する構成国の三分の二以上の多数による議決で行なう、とある。

次に総会が、理事会の勧告を承認しない場合の手続に変更が加えられている点に注目せねばならない。

条約第一六〇条二項(f)(i)は、

発展途上国および完全な独立または他の自治的地位を達成していない人民の利益および必要に特別の考慮を払って深海底における活動から得られる財政的および他の経済的利益の衡平な配分ならびに第八二条の規定に基づいて行なわれる支払および拠出に関する規則および手続を、理事会の勧告に基づき審議しおよび承認すること。総会は、理事会の勧告を承認しない場合には、総会により表明された意見に照らした再審議のため当該勧告を理事会に差し戻す、と規定している。



右の規定は、発展途上国に対する利益配分についてのみ規定しているのか、また行財政問題全般にわたって規定しているのか明確でない。

協定三節四項は、この点を次のように明確化している。

理事会が権限を有するあらゆる事項または行政、予算もしくは財政に関するあらゆる事項についての総会の決定は、理事会の勧告に基づく。総会がいかなる事項についても理事会の勧告を承認しない場合には、総会は、当該事項を更に検討するために理事会に差し戻す。理事会は、総会により表明された意見に照して当該事項について再検討を行なう。

#### (イ) 委員会

理事会の下部委員会として条約は、経済計画委員会(第一六四条)と、法律・技術委員会を定めていた。協定では、経済計画委員会の任務は、理事会が別段の決定を行なう時までまたは最初の開発のための業務計画が承認されるまで、法律・技術委員会が遂行するとし(附属書第一節四項)、一五人の委員で構成する財政委員会を新たに設けた(附属書第九節一項)。

採決手続については、条約には別段の規定はないが、協定では、機構の各機関の意思決定は、コンセンサス方式によって行なう(附属書第三節二項)とあり、法律・技術委員会ならびに財産委員会の意思決定は、コンセンサス方式によることになる。ただし法律・技術委員会については、出席しかつ投票する構成国の過半数(同節一三項)、そして財政委員会については、手続問題についての決定は、出席しかつ投票する委員の過半数により、実質問題についての決定は、コンセンサス方式によって行なう(附属書九節八項)とある。

## (四) 再検討会議

条約第一五五条は、再検討会議に関する規定をおいている。まず同条一項は、次の如く規定する。

総会は、承認された業務計画に従い最初の商業的生産が開始される年の一月一日から一五年目に、深海底資源の探査および開発の制度を規律するこの部および関連する附属書の規定を再検討するために会議を招集する。再検討会議は、当該期間に得られた経験に照らして、次のことを詳細に検討する。

- (a) 深海底の資源の探査および開発の方式を規律するこの部の規定がすべての面でその目的を達成したか達成しなかつたか（人類全体に恩恵を与えたか与えなかつたかを含む）
- (b) 当該一五年の間に留保区域が非留保区域と比較して効率的なかつ均衡のとれた形で開発されたかあるいは開発されなかつたか
- (c) 深海底およびその資源の開発および利用が世界経済の健全な発展および国際貿易の均衡のとれた成長を促進するように行なわれたかあるいは行なわれなかつたか
- (d) 深海底における活動の独占が防止されたかあるいは防止されなかつたか
- (e) 第一五〇条<sup>(15)</sup>および第一五一<sup>(16)</sup>条に定める政策が遂行されたかあるいは遂行されなかつたか
- (f) 特に発展途上国の利益および必要を考慮して、この方式が深海底における活動からえられる利益の衡平な分配をもたらしたかあるいはもたらさなかつたか

つまり再検討会議の目的は、条約一一部の規定が、新国際経済秩序のなかで機能しているか否かを検討するにある。

再検討会議における意思決定手続については、同条三項に規定がある。すなわち、

再検討会議で適用される意思決定手続は、第三次国連海洋法会議で適用される手続と同一とする。再検討会議は、いかなる改正についてもコンセンサス方式による決定を行うためのあらゆる努力を払うものとし、コンセンサスに達する努力が尽くされるまで、当該事項に関する投票を行なわない。

もつとも先進国に対して不利とみられる規定が同条四項にある。すなわち、

再検討会議は、その開始から五年の後に深海底の資源の探査および開発の方式に関し合意に達しない場合には、その後の一二月の間、方式を変更しまたは修正する改正であつて必要かつ適当と決定されるものを締約国の四分の三以上の多数による議決で採択し、推准または加入のため締約国に提出することができる。当該改正は、締約国の四分の三による推准書または加入書の寄託の日から一二月後にすべての締約国について効力を生ずる。

この規定は、圧倒的多数を占める発展途上国にとつては優利であり、先進国にとつてはある種のギロチン条項<sup>(1)</sup>でもあつた。

協定は、右の条項を大幅に修正した。

まず再検討会議そのものを廃止した。協定第四節の規定をみると次のようになつてゐる。

条約第一五五一条項、三項および四項の再検討に関する規定は、適用しない。条約第三一四條二項の規定にかかわらず、総会は、理事会の勧告に基づいて、条約第一五五一条一項に定める事項の再検討をいつでも行なうことができる。この協定および第一一部に関連する改正は、条約第三一四條から第三一六條までに定める手続に従う。ただし条約第一五五二項に定める原則、制度、および他の条件が維持されるものとし、また同条五項の規定に基づく

権利が影響をうけるものではない。

すなわち、条約第一一部で定める再検討会議は廃止したが、しかし総会は、理事会の勧告に基づいて、条約第一五五条一項に定めてある再検討の対象になつてゐる事項をいつでも審議することができること、そして条約の改正は最終条項に定めてある通常の手続によるとしたのである。

発展途上国の方に傾いてゐる規定をよりモダレートな形に修正したといつてよいであろう。しかし問題はないこともない。

#### (五) 生産制限。

深海底の鉱物資源開発は、同種の鉱物を産出する陸上生産国に大きな影響を与えることになる。この問題は、とくに発展途上国にとつて深刻である。

条約は、第一五一条に生産政策に関する規定をおき、関係のあるすべての当事者（生産者および消費者の双方を含む。）が参加する既存の枠組みまたは適当な新たな取極もしくは協定を通じて行動することにより、生産者にとつて利益となり、かつ消費者にとつて公正な価格で、深海底から採取された鉱物より生産される商品の市場の成長、効率および安定を促進するために必要な措置をとる。すべての締約国は、このために協力するとしてゐる（二項(a)）。

そして暫定期間の各年の生産量の上限を次の(i)および(ii)の和とする（四項(a)）。

- (i) (b)の規定に従つて計算されるニツケルの消費傾向線上における最初の商業生産年の前年の値と暫定期間の開始年の前半の値との差。

(ii) (b)の規定に従って計算されるニッケルの消費傾向線における生産認可が申請されている年の値と最初の商業生産年の前年の値との差の六〇パーセント。

ニッケルの生産量の上限を決めるにあたつての計算の基について定める四項(b)の規定は、次のようになつて  
いる。

(i) (a)の規定の適用上、ニッケルの生産量の上限を計算するために用いられる傾向線における値は、生産認可が発給される年において計算される当該傾向線のニッケルの年間消費量の数値とする。当該傾向線は、時間を独立変数とし、資料を入手しうる最近の一五年間の実際のニッケル消費量の対数回帰直線により得られる。

(ii) 原傾向線の年間増加率が三パーセントに満たない場合には、四項(a)に定めるところによる量を決定するために用いられる傾向線は、原傾向線における当該一五年の期間の一年目の値を通過し、年三パーセントで増加する傾向線とする。ただし、暫定期間の各年に設けられる生産量の上限は、いかなる場合にも、原傾向線上の当該の値と暫定期間開始の前年の値との差を超えてはならない。

『暫定期間』ということばでてくるが、これについては、三項に詳しい規定がある。すなわち、

暫定期間は、承認された業務計画に基づき最初の商業生産の開始が予定されている年の一月一日の五年前に始まる。最初の商業生産が当初予定された年より遅れる場合には、それに従って暫定期間の開始時期および当初計算された生産量の上限が調整される。暫定期間は、二五年の期間が経過する時、再検討会議の終了の時、または新たに取極もしくは協定が生ずる時のいずれか早い時まで継続する。

右に述べたことを総括すると、当初の二五年の間は、ニッケル生産量の上限を過去一五年の資料により算出されるニッケル消費量増加率の六〇パーセントにすることになる。

しかし条約に規定された右の方式は、事務総長協議が進行するにつれて実際的でないことが判明する。なぜ実際的でないか、これにはいろいろな理由があるが、この点について前述の林論文が要領よくまとめているので、ここでは、それを引用させていただくことにする。

「この方式が固つた一九七〇年代末においては、この増加率は約四％であつたため、同様の状況が続けば二〇〇〇年までには八ないし一〇個の業務計画が可能となる計算であつた。

しかしながらその後のニッケル等の消費の急激な下落により、同方式に基づいて二〇〇〇年に操業しうるのはわづか二つの計画のみとなつてしまつた。

こうして新要素を考慮することを許さない上記方式は、その後は深海活動への投資に対する抑止的要素と見られるに至り、さらにまた、一種類の鉱物のみの消費に基づく方式は、他の三種類の鉱物（マンガン、銅、およびとくに途上国の生産が全体の四分の三を占めるコバルト）についての陸上生産国を十分保護しえないため、現実的でないと考えも広まるに至つた。その上、条約の方式は、海底鉱物資源の開発のみについての規則であつて陸上の資源に適用されないため、関連産業全体についての満足をとり決めとは云えないとする批判も出された。……さらにまた、商業的生産の開始が遠い将来のこととなり、なおかつその影響についての十分なデータも存しない現段階において、再び生産政策について詳細な規則を作ることは不要であるとともに不適当であることが一般的に合意された。

ただし、最小限、ことに陸上・深海底生産業者相互間に公正な競争を確保する目的で、次のような一般的原则を  
確認しておくことが必要であることが認められ、実施協定に反映されるに至った。<sup>(18)</sup>

協定のこの問題に関する規定は、附属書第六節である。同節一項は、次の如く規定する。

- (a) 深海底の資源の開発は、健全な商業原則に従って行はれる。
- (b) 関税および貿易に関する一般協定およびその関連協定ならびにこれらを継承しまたはこれらに代る協定の規定は、深海底における活動について適用する。
- (c) 特に、深海底における活動に対する補助金は、(b)に定める協定に基づき認められる場合を除くほか、交付してはならない。この原則の適用上、補助金は、当該協定に定義する意味で使用する。
- (d) 深海底から採取された鉱物と深海底以外の供給源から採取された鉱物との間に差別を設けてはならない。当該鉱物の市場または当該鉱物から生産された商品の輸入市場への進出について、特に、次の場合には、優遇してはならない。
  - (i) 関税または非関税障壁に使用による場合。
  - (ii) 締約国により、当該締約国の国営企業または当該締約国の国籍を有し、もしくは当該締約国もしくは当該締約国の国民により支配される自然人もしくは法人により生産された当該鉱物または当該鉱物から生産される商品に対して与えられる場合。
- (e) 各鉱区について機構が承認した開発のための業務計画は、当該業務計画に基づいて毎年生産される鉱物の最大の見積量を含む予想される生産計画を明示する。

(f) 次の規定は、(b)に定める協定に係る紛争の解決について適用する。

(i) 関係締約国が、当該協定の当事国である場合には、当該関係締約国は、当該協定の紛争解決手続によるものとする。

(ii) 一または二以上の関係締約国が、当該協定の当事国でない場合には、当該関係締約国は、条約（この条約）という条約とは、国連海洋法条約（筆者注）に定める紛争解決手続によるものとする。

(g) (b)に定める協定に基づき、ある締約国が、禁止されているか、または他の締約国の利益に悪影響をもたらした補助金を交付したことについて決定が行なわれ、かつ関係締約国により適当な措置がとられない場合には、当該締約国は、理事会に対し適当な措置をとることを要請することができる。

さらに同節二項は、一項に定める原則と、関税および貿易に関する一般協定およびその関連協定ならびにこれらを継承したものはこれらに代る協定との関係について次の如く規定している。

一項に定める原則は、一項(b)に定める協定ならびに関連する自由貿易および関税同盟に関する協定に基づく権利および義務については、これらの協定の締約国の関係において影響を及ぼすものではない。

協定は、さらに一項(b)に定める協定が認める以外の補助金について次のように規定している。

一項(b)に定める協定が認めるもの以外の補助金を契約者が受領する場合、それは、深海底活動のための作業計画を定める契約の基本的条件の違反となる（同節三項）。

そして同節七項は、条約第一五一条の一項から七項まで、および九項、第一六二条二項(a)、第一六五条二項(d)ならびに附属書Ⅲの第六条五項および第七条の規定は、適用しないと、条約に規定された生産政策を骨抜きにして



いる。

第三次国連海洋法会議では、発展途上国は、発展途上国中の陸上産出国への悪影響を考慮して、できるだけ深海底からの産出を制限的なものにしよとしたのに対して、先進国側は、すでに深海底における先行活動に入つていた関係上、制限をできるだけ緩やかなものにするよう主張していた。結局条約では、暫定期間を設け、この暫定期間における各年の生産上限を、過去一五年間のデータに基づくニッケル消費の増加分の六〇パーセントに制限した。

実際に商業生産が開始されるのは、二〇一〇年頃といわれ、まだ調査段階にある現状からみると、条約の立場に立とうとまた協定の立場に立とうといずれにしても、『とらぬ狸の皮算用』におもえてならない。

#### (六) 経済援助

右に述べたように、発展途上にある陸上生産国は、深海底資源の生産による経済的悪影響を極度に恐れていた。このような事情から、条約は、第一五一条一〇項にこれに関連する規定をおいた。すなわち、

総会は、鉱物の価格の下落または、鉱物の輸出货量の減少による輸出所得または経済に対する深刻な悪影響を被る発展途上国を、その下落または減少が深海底活動より引き起される限度において援助するため、経済計画委員会の助言に基づく理事会の勧告に従って、補償制度を設けまたは専門機関および他の国際機関との協力を含む他の経済調整援助の措置をとる。機構は、要請に基づき、最も深刻な影響を受けることが予想される国の問題につき、その困難を最小のものとするにおよびその経済調整を援助することを目的として研究を開始する。

協定第七節は、右の点を次のように改めている。

1 鉱物の価格の下落または鉱物の輸出量の減少によって輸出所得または経済に対する深刻な悪影響を被る発展途上国を、その下落または減少が深海底における活動により引き起される限度において援助するため、機構の方針は、次の原則に基づく。

(a) 機構は、その行政費を超える機構の資金の一部をもつて経済援助基金を設立する。この目的のために設けられる額は、財政委員会の勧告に基づいて、理事会により随時決定される。エンタープライズを含む契約者から受領する支払および任意の拠出からの資金のみを経済援助基金の設立のために用いる。

(b) 深海底からの鉱物の生産によりその経済が深刻な影響を受けたと決定された陸上生産国である発展途上国は、機構の経済援助資金から援助を受ける。

(c) 機構は、影響を受けた陸上生産国に基金から援助を与えなければならない。その際、適当と思はれる時は、そのような援助計画を実施するためのインフラストラクチャーと専門的技術を有する現在ある世界的または地域的国際的機関と協力する。

(d) かかる援助の範囲と期間は、ケース・バイ・ケースで定める。これを行なうにあつて、影響を受けた陸上生産国が当面している問題の性質と規模に相当なる考慮が払はなければならない。

2 条約第一五一条一〇項の規定は、一項に規定する経済援助の措置によって実施される。条約第一六〇条二項(i)、第一六二条二項(n)、第一六四条二項(d)、第一七一条(f)および第一七三条二項(c)の規定に従つて解釈される。

深海底資源の生産によって悪影響を受ける陸上生産国を援助するために協定は、経済援助基金を設けた。条約第

一五一条一〇項では、このような陸上生産国に対する補償制度を設けるとなっているが、協定は、あくまでも援助という言葉を用いている。補償とは、適法行為によって加えられた財産上の損失の補填を意味するわけだが、条約にあつては、発展途上国寄りの考えがとられており、発展途上にある陸上生産国に対して損害をかけた場合、その損害を補填するために補償という考えもでてこようが、競争原理を下に構築されている協定では、陸上生産国との市場における競争が主となるから、競争を促進するための経済援助となつたのではないかと思はれる。

事実はどうであつたか筆者にとつて未知である。しかし協定のこの節の二項の規定と絡めて考えた場合どうしてもこのように思えてならない。

#### (七) 契約の財政的条件

契約の財政的条件については、条約附属書Ⅲ第一三条に規定がある。第一三条は、一項から一五項より成り、各項は、更に細分化されている。紙数の関係上、それらすべてを紹介することは到底不可能であるので、主要なものをひろつて述べたいと思う。

まず二項で、契約者は、契約の形式による業務計画の申請の処理のための行政費用として手数料が課せられる。手数料は、一の申請につき五〇万米ドルとする。手数料の金額は、費やした行政費用を賄うことを確保するため、理事会により随時再検討される。機構は、申請の処理において費やした当該行政費用が固定手数料の額に満たない場合には、申請者に対し差額を返済する。

三項では、契約者による機構に対する固定手数料の支払を義務づけている。三項は、次のように規定する。

契約者は、契約の効力発生の日から毎年百万米ドルの固定手数料を支払う。この条約第一五一条に定めるところ

により、生産認可の発給の遅滞のために承認された商業生産の開始日が延期される場合には、毎年の固定手数料は、延期の期間中免除する。契約者は、商業生産の開始日より、生産賦課金または毎年の固定手数料のいずれか高い額を支払う。

そしてさらに四項では、契約者が、商業生産の開始日から一年以内に、機構に対する財政拠出を次のいずれかの方法により行うことが規定されている。

(a) 生産賦課金のみを支払

(b) 生産賦課金および純収益の一部の組合せの支払

そして四項から一二項までの間で、詳細な算出方法を規定している。

なお右の二項および三項で規定されている手数料は、契約前の先行投資段階でも支払らなければならないとなっている。

決議II 多金属性団塊に関する先行活動における先行投資の規律 第七項(a)は、先行投資者としての登録をうけるためのすべての申請者は、二五万米ドルの手数料を委員会に支払らわなければならない。先行投資者が、機構に、探査および開発のための事業計画の申請を行なう時は、附属書III第一三条二項にいう手数料は、二五万米ドルとする。

さらに同項(b)は、次の如く規定する。

すべての登録された先行投資者は、先行区域の割当の日から、百万米ドルの年間手数料を支払らわなければならない。この支払は、先行投資者の探査および開発事業計画の承認の時に、先行投資者が、機構に対して行なう。そ

のような事業計画に基づく財政取極めは、この項に従って行なわれる支払を考慮して調整されなければならない。しかしこれら手数料は非現実なものとする国は多く、協定は、このような事情をふまえて大幅な変更を行なっている。

協定は、第八節に契約の財政的条件を定めている。同節第一項は、次のように規定する。

1 次に定める規則は、契約の財政的条件に関する規則および手続を策定するための基礎とする。

(a) 機構に対する支払の制度は、契約者および機構の双方にとつて公正なものとし、また契約者が当該制度を遵守していることを決定する適切な方法について定める。

(b) 支払の制度に定める支払料率は、深海底鉱業者が、人為的に競争上有利になるようにまたは競争上有利にならないように、同一または類似の鉱物の陸上における鉱業についての既存の支払料率の範囲内とする。

(c) 支払の制度は、複雑なものであつてはならず、かつ機構または契約者に対して多大な行政費用を課するものとすべきでない。ロイヤルティ制度またはロイヤルティ及び利益配分の制度の組合せの採用について検討する。これらの制度に代る制度が決定される場合には契約者は、自己の契約に適用される制度を選択する権利を有する。当該制度に代わる制度の選択についてのその後のいかなる変更も、機構と契約者との間の合意によつて行う。

(d) 毎年の固定手数料は、商業生産の開始日より支払う。当該固定手数料は、(c)の規定に従って採用される制度に基づく他の支払額から差し引くことができる。当該固定手数料の額は、理事会が、設定する。

(e) 支払の制度は、事情の変化に応じて定期的に変更される。いかなる変化も、差別のないやり方で適用されな

ければならない。かかる変化は、契約者の選定時にのみ現在の契約に適用されうる。当該制度に代る制度間のその後の変更は、機構と契約者との間の合意による。

(f) これら原則に基づく規則の解釈および適用に関する紛争は、条約に定められた紛争解決手続によるものとす  
る。

2 条約附属書第一三条の三項から一〇項までの規定は適用しない。

3 条約附属書第一三条二項の規定の実施について、探査段階または開発段階のいずれか一の段階に限定される業務計画の承認のための申請を処理するための手数料は、二五万米ドルとする。

条約附属書の規定は、確かに実態をふまえずに、観念的に数字を並べた感がある。協定はこの点を修正して未知の未来への行動の指針をうちだしているとみてよい。しかし実際に深海底開発が商業ベースにのるのは来世紀のことであるから、協定のこの節が具体性をもつには相当時間がかかるものと思はれる。

#### (ハ) 環境問題

条約は、深海底資源の探査・開発から生ずる海洋環境の効果的な保護を確保するために規則および手続を採択するよう定めている(第一四五条)。

この規定に基づき準備委員会では、一九九一年に機構のために規則案を作成している<sup>(20)</sup>。

協定も、環境問題にふれ<sup>(21)</sup>、条約が効力が生じてから最初の開発のための業務計画が承認されるまでの間機構が専念すべきもののうちの一つに海洋環境問題をあげている(附属書第一節五項(g)(i)および同節七項)。

以上主な修正点をみてきたが、これらが市場原理の下で作用した場合人類の共同遺産とどう係つてくるか以下次

号でみてみたい。

- (1) 条約第一六二条二項(f)から(i)までの規定は、次のようになっている。
- (f) 総会の承認を条件として、機関に代わつてかつ機構の機能の範囲内で国際連合または他の国際機関と協定を締結すること。
- (g) エンタープライズの報告書を審議し、勧告とともに総会に送付すること。
- (h) 年次報告書および総会の要請する特別の報告書を総会に提出すること。
- (i) 第一七〇条の規定によりエンタープライズに指示を出すこと。
- (2) 条約第一六二条二項(n)(p)および(v)の規定は、それぞれ次のようになっている。
- (n) 経済計画委員会の助言に基づき、第一五一条一〇項に規定する補償制度または他の経済調整援助について総会に勧告を行うこと。
- (p) この部の規定による業務との関連で、機構が行いまたは機構に対して行はれるすべての支払の徴収を審査すること。
- (v) (u)の規定により開始された訴訟手続について、海底紛争裁判部の決定に基づき総会に通報を行い、とるべき措置について適当と認める勧告を行うこと。
- なお(w)の規定は、不履行の場合に、機構に代って海底紛争裁判部に訴訟手続を開始することができる旨定めてある。
- (3) 条約第一六二条一項および二項(a)から(e)までの規定は、次のようになっている。第一六二条一項。理事会は、機構の執行機関であり、この条約および総会の定める一般的な政策に基づき、機構の権限の範囲内の問題または事項に関して、機構が遂行する個別の政策を定める権限を有する。
- 条約第一六二条二項は、理事会の任務について定めているが、その(a)から(e)までの規定は、次のようになっている。
- (a) 機構の権限の範囲内のすべての問題または事項について、この部の規定の実施を監督しおよび調整することなら

- びに不履行の事例について総会の注意を喚起すること。
- (b) 事務局長の選挙のために候補者名簿を総会に提案すること。
- (c) エンタープライズの総務会の委員およびエンタープライズの事務局長の選挙のために候補者を総会に推薦すること。
- (d) 適当な場合には、経済性および効率に妥当な考慮を払って、この部の規定に基づく理事会の任務の遂行に必要と認める補助機関を設置すること。(以下略)。
- (e) 理事会の手続規則(議長の選挙方法を含む)を採択すること。
- (4) 条約第一六二条二項(1)は次の通りである。
- 第一五三条四項の規定ならびに機構の規則および手続に従って深海底における活動の管理を行なう。
- (5) 条約第一六二条二項(4)から(t)までの規定は、それぞれ次の通りである。
- (g) 附属書III第七条の規定により、必要とされる場合には、同条の規定に従って生産認可の申請者の選択を行なうこと。
- (r) 総会の承認を得るため機構の予算案を総会に提出すること。
- (s) 機構の権能の範囲内の問題または事項に関する政策につき総会に勧告を行なうこと。
- (t) 第一八五条の規定に基づき、構成国としての特権および権利の行使を停止することに関して総会に勧告を行ふこと。
- (6) 条約第一六二条二項(u)については、前注(2)の(v)についての説明を参照
- (7) 条約第一六二条二項(w)は、次のように規定する。
- (w) 深海底における活動から生ずる海洋環境に対する重大な損害を防止するため、緊急命令(操業の停止または調整の命令を含むことができる)を発すること。
- (8) 条約第一六二条二項(x)から(z)まではそれぞれ次の如く規定している。
- (x) 実質的な証拠によって海洋環境に重大な損害の危険性のあることが明らかな場合には、契約者またはエンタープ



ライズによる開発鉱区を承認しないこと。

(y) 次の事項に関する財政上の規則および手続の案の策定のために補助機関を設置すること。

(i) 第一七一条から第一七五条までの規定による財政管理

(ii) 附属書III第一三条および第一七条一項(c)の規定による財政上の措置

(z) この部の規定、機構の規則および手続ならびに機構との契約条件が遵守されているか遵守されていないかを決定するため、深海底における活動を査察する査察員を指示しおよび監督するための適当な制度を設けること。

(9) 条約第一六三条は、理事会の機関に関する規定である。同条二項は、次のように規定する。

各委員会（経済計画委員会、法律・技術委員会（筆者注）は、締約国の指名に基づき理事会が選出する一五人の委員で構成する。ただし理事会は、必要な場合には、節約および効率に妥当な考慮を払って各委員会の委員の数を増加することを決定することができる。

(10) 条約第一七四条三項の規定は次の通りである。

理事会は、機構の借入権限を行使する。

(11) 附属書IV第一一条は、エンタープライズの財政に関する規定である。前号一四頁—一五頁を参照。

(12) コンセンサス方式によって決定が行なわれる第一六二条二項(m)および(o)に規定する事項は、それぞれ次の通りである。

(m) 第一五〇条(h)（鉱物の価格の下落または輸出品の減少に起因する経済または輸出所得に対する悪影響から発展途上国を保護することに関する規定（筆者注））に規定する経済的悪影響から保護するため、経済計画委員会の勧告に基づき同規定に従って必要かつ適当な措置をとること。

(o) (i) 発展途上国および完全な独立または他の自治的地位を達していない人民の利益および必要に特別の考慮を払って、深海底における活動からえられる財政的および他の経済的利益の衡平な配分ならびに第八二条の規定（二）

〇〇カイリを超える大陸棚の開発に関する支払および拠出に関する規定(筆者注)に基づいて行なわれる支払および拠出に関する規則および手続を総会に勧告すること。

(ii) 総会における承認が行なわれるまでの間、法律・技術委員会または他の関係補助機関の勧告を考慮して、機構の規則、手続およびその改正を暫定的に採択しおよび適用すること。

これらの規則および手続は、深海底における概査、探査および開発ならびに機構の財政管理および内部行政に關するものとする。多金属性の団塊の探査及び開発に関する規則および手続の採択は、優先権を有する。多金属性団塊以外の資源の探査および開発のための規則および手続は、当該資源に關し締約国が当該規則および手続を採択することを機構に要請した日から三年以内に採択される。すべての規則および手続は、総会により承認されまたは総会の表明する見解に照らして理事会により改正される時まで、暫定的に効力を有する。

(13) コンセンサス方式をとっている事項についても問題がないこともない。議案については異議があった場合、たとえば一カ国が積極的に異議を唱えた場合議案は成立しないことになる。この場合の調整については、第一六一条八項(e)に規定をおいているが問題がある。

(14) 地理的配分について「協定についての決議採択時に総会議長が読みあげる非公式了解」(Informal Understanding to be read by the President of the General Assembly at the time of the adoption of the resolution on the Agreement) という了解事項がある。これによると、「機構に幅広い参加がえられ、かつ機構に参加するそれぞれの地域グループ構成国の数が、国際連合における構成国の数に類似したものとなる場合には、各地域グループは、理事会全体において少なくとも三つの議席をうることになる」と了解する」A/48/950, annex II, Law of the Sea Bulletin, Special Issue IV, 16 November 1994, p.6. この了解は、東欧グループの強い要求をうけてなされたといわれている。詳細は、林司宣「国連海洋法条約第一一部に関する事務総長協議と実施協定」国際法外交雑誌 第九三卷 第五号 六八頁。国

(15) 条約第一五〇条の規定は、深海底における活動に関する政策について定める。

- (16) 条約第一五一条の規定は、生産政策について定める。
- (17) 布施勉 国際海洋法序説 酒井書店 二二七頁。
- (18) 林 前掲論文 七二頁。
- (19) 実際に先行投資者にはこの条件は緩和されている。たとえば日本 フランス ソウェイトの先行投資者は、一九九〇年八月三〇日の準備委員会了解、「登録された先行投資者およびそれらの証明国による義務の履行に関する了解」(Understanding on the Fulfilment of Obligation by the Registered Pioneer Investors and their Certifying States)で要員の訓練と無準備委員会に対する無償検査を行なうことを条件に年間手数料は免除されている。LOS/PCN/L. 87, Annex, Para. 10. in Renate Platzöder, The Law of the Sea : Documents 1983-1990 (以下略) Platzöder, Law of the Sea Documents) vol. XI, p113.
- インド 中国 東欧諸国および韓国の登録済み先行投資者にはそのような条件なく年間手数料を免除されている。
- インツェリゴスベツ、LOS/PCN/L. 87, Annex para. 11. Platzöder, *ibid.* 中国のインツェリゴスベツ、LOS/PCN/L. 102, Annex, paras 7 and 9. Platzöder, Law of the Sea Documents, vol. XIV, p.108. 東欧諸国のインツェリゴスベツ、LOS/PCN/L. 108, Annex paras 7 and 9. Platzöder, Law of the Sea Documents, vol. XIV, p.178. なお一九九四年八月に準備委員会は、年間手数料を登録時以来免除することを決定している。林 前掲論文 七五頁。
- (20) LOS/PCN/SCN. 3/WP. 6/Add. 5. Platzöder, Law of the Sea Documents vol. XI, p.352. LOS/PCN/SCN. 3/WP. 6/Add. 5/Rev. 1. Platzöder, Law of the Sea Documents, vol. XIII, P.93. LOS/PCN/SCN. 3/WP. 6/Add. 6. Platzöder, Law of the Sea Documents, vol. XIII, P.106.
- (21) 環境問題は、初期の協議では、リストから外されることになつた。A/48/950, Law of the Sea Bulletin, *op. cit.*, p.2.